

文字摺通信

第 114 号
2026年 6月15日
発行:文字摺歴史文化社

＝瀬ノ上熱海家資料＝

瀬ノ上に秤座が認められた意義は

度・量・衡の度は長さ、量は容積、衡は重さを意味するが、それをはかる道具は、度は物差し、量は杓、衡は秤（はかり）である。このことは度量衡の中で「衡」が最も大事な単位であったことを示す。度量衡が統一されないと商いは成立しない。しかし、その統一をなすためには強力な権力の成立が必要であった。どこからも異論の出ない原器（基本おもり＝分銅）と狂いの無い天秤を公認する必要がある。

江戸幕府は承応二年(1653)閏六月、東33か国は守随（しゅずい）家の江戸秤座に、西33か国は神（じん）家の京都秤座に秤の製造販売の特権を与えた。そして東国では守随家が各地に出張所や出店を設けた。江戸時代を通じて東国には38の主張所・出店が設けられるが、そのうち、陸奥国には4店設けられた。その最初が会津で中村家が寛文8年（1668）で、2番目が文政5年(1822)「磐城瀬之上」に熱海家の秤座が認められた。3番目が陸奥津軽に高橋家が天保2年に、最後に仙台に慶応元年(1865)が設けられた。

『秤』（ものと人間の文化史 48。小泉袈裟勝著）によれば、「江戸時代の衡制は分銅の供給体制と併せて確立し、世界にも類を見ない長い統一の時代を迎えるのである。そして秤座は、秤の制作、修理及び販売の事業を独占し、さらに「秤改め」つまり取締りの権限まで持つことになった。地方秤座でも苗字を名乗ることが許され、秤改めの場合はもちろん、名代役の上京、帰郷の往復に公用人馬を使うことを許されていた。またいつの頃からないが、秤改めの際は帯刀さえ許されていたらしい。」

瀬上に置かれた秤座出張所は熱海家であるが、その読みは「足守藩瀬上陣屋年番渡辺重右衛門

日記」で「アツミ」とルビが振ってある。熱海家については不明な点が多い。同日記安政4年3月21日の項に「秤座熱海兵右衛門義、昨二十日朝死去いたし候由、南矢野目村伴森吉方へ参り居り、二三日不快二罷り成り、相果て候といふ。行年八十歳」とある。兵右衛門は南矢野目村に分家していた伴の家に隠居していたのであろう。

さて、瀬上に出張所として秤座が認められた文政5年4月、福島中町（今は荒町）穀三家文書の「諸事控帳」に次の記述がある。

